

石川県公報

令和2年3月31日（火曜日）

号 外

（第28号）

目 次

訓 令
○石川県文書例式の一部改正

（総務課） 1

訓 令

石川県訓令第8号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書例式（平成14年石川県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第2 契約文例目次中「借上」を「借受」に改め、同表契約文例1から契約文例11までを次のとおり改める。

契約文例1

不動産売買契約書（取得用）

買受人石川県（以下「甲」という。）と売払人（以下「乙」という。）とは、次のとおり不動産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 乙は、その所有に係る次の不動産（以下「売買物件」という。）を甲に売り渡すものとする。

所在地	区分	数量	摘要

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、本契約締結と同時に甲に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第5条 乙は、本契約締結の日に売買物件を甲に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物件に抵当権、賃借権その他の権利が設定されているときは、これを消滅して引き渡さなければならない。

3 乙は、売買物件について、あらかじめ隣接地の所有者立会いの上、その境界を明示しておかなければならない。

（所有権移転登記）

第6条 乙は、本契約締結と同時に、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し、甲は直ちに所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買代金の支払）

第7条 乙は、第5条の規定により売買物件を甲に引き渡し、前条の規定により売買物件の所有権移転登記が完了した後、売買代金支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に第3条に定める売買代金を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 乙は、甲が正当な理由がなく第3条に定める金額を前条第2項に定める支払期限までに支払わなかったときは、当該金額について、当該支払期限の翌日から支払いのあった日までの期間につき、年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に請求することができる。ただし、当該遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(公租公課等)

第9条 売買物件に関する公租公課、受益者負担金その他の賦課金、未納金又は追徴金等で、所有権移転登記完了の日の前日までの原因によるものは、全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見した場合には、乙に対し当該部分について目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

買受人 甲 石川県
石川県知事 氏 名 印
売払人 乙 住所
氏名 印

契約文例2

動産売買契約書(取得用)

買受人石川県(以下「甲」という。)と売払人(以下「乙」という。)とは、次のとおり動産(物品)の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 乙は、その所有に係る次の動産(物品)(以下「売買物件」という。)を甲に売り渡すものとする。

- (1) 種類
- (2) 規格
- (3) 数量

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。

(契約保証金)

- 第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付するものとする。
- 前項の契約保証金は、第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
 - 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
 - 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。
 - 第1項に定める契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、甲の所有に帰属するものとする。

(売買物件の納入期限等)

- 第5条 乙は、第2条の売買物件を 年 月 日までに へ納入しなければならない。
- 前項に定める期限までに乙が売買物件を甲に納入しないときは、乙は、期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金に年3パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満であるときは、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(検査)

- 第6条 甲は、前条第1項の納入の場所において、乙立会いの上、売買物件の検査を行った後、これを受領するものとする。

(売買代金の支払)

- 第7条 乙は、前条の検査が完了した後、売買代金の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 甲は、適法な支払請求書を受理してから30日以内に第3条の売買代金を乙に支払うものとする。
 - 甲は、支払請求書を受理した後、その支払請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、理由を明示してその支払請求書を乙に返付することができる。この場合において、当該支払請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その支払請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、適法な支払請求書の提出があったものとししないものとする。

(遅延利息)

- 第8条 乙は、甲が正当な理由がなく第3条に定める金額を前条第2項に定める支払期限までに支払わなかったときは、当該金額について、当該支払期限の翌日から支払いのあった日までの期間につき、年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に請求することができる。ただし、当該遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(担保責任)

- 第9条 乙は、売買物件を甲に納入した後 か月内に、甲の正常な管理の下において製品の不良、変質等によって生じたと認められる故障又は発見された契約の内容に適合しないものについては、甲の請求に基づき直ちに自己の負担において修理し、又は取り替えるものとする。

(損害賠償)

- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - 乙が石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したとき。
 - 乙が法人である場合において、乙の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員であることが判明したとき。
 - 前2号に定めるもののほか、本契約が石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することが判明したとき。
- 2 乙は、前項第2号から第4号までの規定により本契約を解除されたときは、金 円を違約金として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

買受人 甲 石川県
石川県知事 氏 名 印
売出人 乙 住所
氏名 印

契約文例3

不動産売買契約書(処分用)

売出人石川県(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)とは、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、その所有に係る次の不動産(以下「売買物件」という。)を乙に売り渡すものとする。

所在地	区分	数量	摘要

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金は、第27条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

5 第1項に定める契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、甲の所有に帰属するものとする。

(売買代金の納付等)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を甲の発行する納入通知書により 年 月 日までに納付するものとする。

2 前項に定める期限までに乙が売買代金を甲に納付しないときは、乙は、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金に年3パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(登記嘱託請求書等)

第6条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙を添付した登記嘱託請求書及び第17条第1項に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に定める書類の提出があったときは、次条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金(第5条第2項に定める金額がある場合には、これを加算した額を

いう。以下同じ。)を納付したときに乙に移転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに売買物件を乙に引き渡すものとする。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失又は毀損して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(指定用途)

第11条 乙は、売買物件を売払申請書に記載した用途及び利用計画(甲が第18条第2項の規定によりその変更を承認したときは、変更後の用途及び利用計画をいう。)に定めるとおりの用途(以下「指定用途」という。)に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第12条 乙は、売買物件について、年 月 日(以下「指定期日」という。)までに指定用途に供さなければならない。

(指定期間)

第13条 乙は、売買物件を指定期日の翌日から 年間(以下「指定期間」という。)指定用途に供さなければならない。

(権利設定等の禁止)

第14条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)をし、又は売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下「所有権の移転」という。)をしてはならない。

(禁止用途)

第15条 乙は、売買物件を、本契約締結の日から5年間、石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれらに類するものの用に供し、又は供させてはならない。

(買戻しの特約)

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から指定期間満了の日までに、甲の承認を得ないで次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

(1) 第12条に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さないとき。

(2) 第13条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき、又は第11条及び第13条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。

(3) 第14条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しができる期間は、第7条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときから、指定期間満了の日までとする。

(買戻しの登記及びその抹消)

第17条 乙は、甲が前条の規定による買戻権並びに第22条第1項及び第2項に定める事項を登記することに同意するものとする。

2 甲は、指定期間が経過したとき、又は第26条の規定により乙が特別違約金を納付したときは、乙の請求により買戻権の登記の抹消登記を嘱託するものとする。

(用途指定の変更、解除等)

第18条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない理由により第11条から第14条までに定める指定用途等(以下「用途指定」という。)の変更若しくは解除又は第16条に定める買戻しの特約の解除をする必要がある場合は、詳細な理由を付した書面により甲に申請するものとする。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合は、書面によって行うものとする。

3 甲は、前項に定める承認をする場合は、乙に対し甲の定める基準に基づき算定した金額を請求できる。

(通知義務)

第19条 乙は、第12条に定めるところにより売買物件を指定用途に供したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第20条 甲は、乙の第11条から第14条までに定める用途指定の義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、本契約締結の日から第13条に定める指定期間満了の日まで毎年4月30日までに、また、甲が必要と認めるときは随時に、売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記簿謄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第21条 乙は、第11条から第14条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、次項に該当する場合を除くものとする。

(1) 第12条に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さないとき、又は第13条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき(指定用途以外の用途に供したときは、次号による。) 金
円

(2) 第11条及び第13条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途以外の用途に供したとき、又は第14条に定める義務に違反して権利の設定若しくは所有権の移転をしたとき 金 円

2 乙は、第11条から第14条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定の義務を履行し難い特別の理由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第16条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第15条に定める義務に違反したときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

4 乙は、正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

5 前各項の違約金は、第27条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(買戻権の行使)

第22条 甲は、第16条第1項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還しなければならない。ただし、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

2 甲は、買戻権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は、返還しないものとする。

3 甲は、買戻権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は、返還しないものとする。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。ただし、乙が第15条に定める義務を履行しないときは、催告をすることを要しないものとする。

(返還金等)

第24条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は、返還しないものとする。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は、返還しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第25条 乙は、甲が第16条第1項の規定により買戻権を行使したとき、又は第23条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、又は、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき理由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第26条 甲は、第16条第1項の規定により買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第11条から第14条までに定める用途指定及び第16条に定める買戻の特約を解除するものとする。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額
- (2) 売買物件の用途指定違反時の時価額の3割に相当する額
- (3) 売買物件の契約時の時価額の3割に相当する額から第21条第1項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第27条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第28条 甲は、第22条第1項又は第24条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第21条に定める違約金又は第25条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第29条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第30条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

売出人 甲 石川県
石川県知事 氏 名 印
買受人 乙 住所
氏名 印

契約文例 4

動産売買契約書 (処分用)

売出人石川県 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。) とは、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、その所有に係る次の動産 (物品) (以下「売買物件」という。) を乙に売り渡すものとする。

- (1) 種類
- (2) 規格
- (3) 数量

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

5 第1項に定める契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、甲の所有に帰属するものとする。

(売買代金の納付等)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により 年 月 日までに甲に納付するものとする。

2 前項に定める期限までに乙が売買代金を甲に納付しないときは、乙は、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金に年3パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金(第5条第2項に定める金額がある場合には、これを加算した額をいう。以下同じ。)を納付したときに乙に移転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに売買物件を乙に引き渡すものとする。

(売買物件の搬出)

第8条 乙は、売買物件を甲の指示に従い、 年 月 日までに搬出するものとする。

(禁止用途)

第9条 乙は、売買物件を、本契約締結の日から5年間、石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれらに類するものの用に供し、又は供させてはならない。

(危険負担)

第10条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失又は毀損して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は本契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

売出人 甲 石川県
石川県知事 氏 名 印
買受人 乙 住所
氏名 印

契約文例 5

不動産有償貸付契約書（貸付用）

貸付人石川県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 甲は、その所有に係る次の不動産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要

（貸付料）

第 3 条 貸付料は、金 円とする。

（使用目的）

第 4 条 乙は、貸付物件を の用途に自ら供するものとする。

（貸付期間）

第 5 条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、本契約を継続しようとするときは、前項に定める貸付期間が満了する 1 か月前までに甲に継続申請書を提出しなければならない。

（貸付料の納付）

第 6 条 乙は、第 3 条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により、毎年度 4 月末日までに甲に納付するものとする。

2 前項に定める期限までに、乙が貸付料を甲に納付しないときは、乙は、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料に年 3 パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が 100 円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（貸付料の改定）

第 7 条 甲は、貸付物件の価格が高騰したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、甲の財産台帳価格の改定があったときその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

（契約不適合責任等）

第 8 条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 貸付物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損は、乙の負担とする。

（貸付物件の引渡し）

第 9 条 甲は、第 5 条第 1 項に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(貸付物件の保全義務等)

第12条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、貸付物件の保全義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失し、又は毀損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問をさせ、貸付物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

(違約金)

第16条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間中に次の各号に定める事実が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第11条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 円

(2) 第4条又は第10条に定める義務に違反した場合 金 円

2 前項に定める違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(貸付物件の返還)

第18条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第14条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第17条第2号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間が満了したとき、又は第17条第1号の規定により甲が本契約を解

除した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第22条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人 甲 石川県
石川県知事 氏 名 印
借受人 乙 住所
氏名 印

契約文例 6

不動産無償貸付契約書 (貸付用)

貸付人石川県 (以下「甲」という。) と借受人 (以下「乙」という。) とは、次のとおり県有財産の無償貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(無償貸付の根拠)

第 2 条 甲は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (昭和39年石川県条例第 7 号) 第 4 条第 1 号の規定により、次条に掲げる物件を乙に無償で貸し付ける。

(貸付物件)

第 3 条 甲は、その所有に係る次の不動産 (以下「貸付物件」という。) を乙に貸し付けるものとする。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要

(使用目的)

第 4 条 乙は、貸付物件を の用途に自ら供するものとする。

(貸付期間)

第 5 条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、本契約を継続しようとするときは、前項に定める貸付期間が満了する 1 か月前までに甲に継続申請書を提出しなければならない。

(貸付物件の引渡し)

第 6 条 甲は、前条第 1 項に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(使用上の制限)

第 7 条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 8 条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(貸付物件の保全義務等)

第 9 条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、貸付物件の保全義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするた

め支出する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第10条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失し、又は毀損した場合において、甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対してその状況に関して質問をさせ、貸付物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間中に次の各号に定める事実が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第7条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 円

(2) 第4条又は第8条に定める義務に違反した場合 金 円

2 前項に定める違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(貸付物件の返還)

第15条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(損害賠償等)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第11条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第14条第2号の規定により本契約を解除した場合において乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間が満了したとき、又は第14条の規定により甲が本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人 甲 石川県

石川県知事 氏

名 印

借受人 乙 住所
氏名

㊞

契約文例7

動産有償貸付契約書(貸付用)

貸付人石川県(以下「甲」という。)と借受人(以下「乙」という。)とは、次のとおり県有財産の有償貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲は、その所有に係る次の動産(以下「貸付物件」という。)を乙に貸し付けるものとする。

- (1) 種類
- (2) 規格
- (3) 数量

(貸付料)

第3条 貸付料は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。

(使用目的)

第4条 乙は、貸付物件を の用途に自ら供するものとする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 乙は、本契約を継続しようとするときは、前項に定める貸付期間が満了する1か月前までに甲に継続申請書を提出しなければならない。

(貸付料の納付)

第6条 乙は、第3条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により 年 月 日までに甲に納付するものとする。

2 前項に定める期限までに、乙が貸付料を甲に納付しないときは、乙は、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料に年3パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(貸付料の改定)

第7条 甲は、貸付物件の価格が高騰したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

(契約不適合責任等)

第8条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 貸付物件が甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損は、乙の負担とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(修繕の義務)

第10条 甲は、貸付物件の修繕の義務を負担しないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、全て乙の負担とする。

(貸付物件の保全義務等)

第11条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、貸付物件の保全義務を負わないものとし、貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第12条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第13条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失し、又は毀損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問をさせ、貸付物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において、公用又は公共用の用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙が貸付料の支払を30日以上遅延したとき。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により甲が本契約を解除した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(損害賠償等)

第17条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第13条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第15条第2号の規定により本契約を解除した場合において乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

	貸付人	甲	石川県 石川県知事 氏	名 印	
	借受人	乙	住所 氏名	印	

契約文例 8

動産無償貸付契約書（貸付用）

貸付人石川県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の無償貸付契約を締結する。

又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第10条の規定により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第12条第2号の規定により本契約を解除した場合において乙に損失が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第16条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人	甲	石川県	
		石川県知事 氏	名 印
借受人	乙	住所	
		氏名	印

契約文例9

不動産賃貸借契約書(借受用)

借受人石川県(以下「甲」という。)と貸付人(以下「乙」という。)とは、次のとおり不動産の賃貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(借受物件)

第2条 乙は、その所有に係る次の不動産(以下「借受物件」という。)を甲に使用させるものとする。

- (1) 種類
- (2) 所在地
- (3) 数量

(使用目的)

第3条 甲は、借受物件を の用途に自ら供するものとする。

(借受期間)

第4条 借受期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(借賃)

第5条 借賃は、金 円とする。

(借賃の支払)

第6条 甲は、前条の借賃を乙の提出する支払請求書により 年 月 日までに乙に支払うものとする。

2 前項に定める期限までに、甲が借賃を乙に支払わないときは、甲は、期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、借賃に年2.6パーセントの割合を乗じて得た金額を乙に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(借賃の増減)

第7条 借賃が借受物件の価格の変動により、又は類似の借賃に比較して不相当となった場合には、乙又は甲は、将来に向かって当該借賃の増減を請求することができる。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、本契約締結後、借受物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見した場合には、乙に対し、当該部分について、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追

完請求、借賃の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 甲は、乙の承諾を得ないで借受物件の賃借権を第三者に譲渡し、借受物件を転貸し、又は借受物件の使用目的を変更してはならない。

(維持修理費等の負担区分)

第10条 乙は、借受物件の維持、修理、保存、改良その他の行為をするために要する経費を負担するものとする。ただし、慣例上認められる小規模のものについては、この限りでない。

(使用上の制限)

第11条 甲は、借受物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって乙に申請し、その承認を得なければならない。

2 乙は、甲から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(借受物件の返還)

第12条 甲は、第4条に定める借受期間が満了したとき、又は前条の規定により、借受物件の現状を変更した場合には、借受物件の返還に当たって、これを原状に回復して乙の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと乙が認めた部分については、この限りでない。

(事故の通知)

第13条 甲は、借受物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を乙に通知するものとする。

(使用上の損傷等)

第14条 甲は、その責めに帰すべき理由により借受物件を滅失し、又は毀損したときは、自己の負担において、原状に回復しなければならない。

(借受物件の保全義務等)

第15条 甲は、善良なる管理者としての注意をもって借受物件の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、天災地変その他やむを得ないと認められる理由により、借受物件が滅失し、又は毀損した場合において、その滅失又は毀損のため使用目的を達成しがたいときは、乙に対し本契約の解除を請求することができる。

3 前項の場合において、甲が既に借賃を支払っているときは、当該使用不能に相当する部分に応じ、借賃の返納を乙に対し請求することができる。

(疑義の決定)

第16条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

借受人	甲	石川県	
		石川県知事 氏	名 印
貸付人	乙	住所	
		氏名	印

契約文例10

不動産使用貸借契約書 (借受用)

借受人石川県 (以下「甲」という。) と貸付人 (以下「乙」という。) とは、次のとおり不動産の使用貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(借受物件)

第2条 乙は、その所有に係る次の不動産 (以下「借受物件」という。) を甲に無償で使用させるものとする。

- (1) 種類
 (2) 所在地
 (3) 数量
 (使用目的)

第3条 甲は、借受物件を の用途に自ら供するものとする。

(返還期限)

第4条 甲は、借受物件を 年 月 日までに乙に返還しなければならない。

(借受物件の引渡し)

第5条 甲は、借受物件を乙の立会いの上で引渡しを受けるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 甲は、乙の承諾を得ないで借受物件の使用権を第三者に譲渡し、借受物件を転貸し、又は借受物件の使用目的を変更することができない。

(修繕義務)

第7条 甲は、借受物件の通常の維持、修理、保存、改良その他の行為をするため要する経費を負担するものとする。ただし、甲が非常の必要費を支出し借受物件の維持保存をした場合には、乙は、その支出額を償還しなければならない。

(善管義務)

第8条 甲は、借受物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(使用上の制限)

第9条 甲は、借受物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって乙に申請し、その承認を得なければならない。

2 乙は、甲から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(借受物件の返還)

第10条 甲は、第4条に定める返還期限が到来したとき、又は前条の規定により借受物件の現状を変更した場合には、借受物件の返還に当たって、これを原状に回復して乙の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと乙が認めた部分については、この限りでない。

(事故の通知)

第11条 甲は、借受物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を乙に通知するものとする。

(使用上の損傷等)

第12条 甲は、その責めに帰すべき理由により借受物件を滅失し、又は毀損したときは、自己の負担において、原状に回復しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

借受人 甲 石川県
 石川県知事 氏 名 印
 貸付人 乙 住所
 氏名 印

契約文例11

委託契約書

石川県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、次のとおり委託契約を締結する。
 (信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(事業の委託)

第2条 甲は、乙に 事業の執行を委託する。

(委託事業の執行)

第3条 乙は、委託に係る事業(以下「委託事業」という。)の執行に当たっては、別添仕様書に基づき行うものとする。

(委託料)

第4条 甲は、乙に対し、委託料として金 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円)を支払うものとする。ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。

(委託事業執行結果報告書)

第5条 乙は、委託事業の執行を完了したときは、その結果を記載した委託事業執行結果報告書(以下「報告書」という。)に委託事業の執行に係る収支清算書を添えて甲へ提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された報告書及び収支清算書の内容を審査し、適当と認めるときはこれを受理するものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の規定による受理が行われたときは、甲に対して委託料請求書(次条の規定により委託料の前金払を受けたときは、委託料精算請求書とする。以下同じ。)を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された委託料請求書を受理したときは、その日から30日以内に、請求に係る委託料を乙に支払わなければならない。

(委託料の前金払)

第7条 乙は、第4条に定める委託料の額の パーセントを限度として、委託料の前金払を甲に請求することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書を甲へ提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定により提出された委託料前金払請求書を受理したときは、その日から 日以内に、乙に委託料の前金払をしなければならない。

(遅延利息)

第8条 甲は、正当な理由がなく委託料の全部又は一部を第6条第2項又は前条第3項に定める支払期限までに支払わなかったときは、その未払金額について、支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託料の減額)

第9条 甲は、乙が委託事業の一部を執行しなかったとき、又は委託事業に要した支出額が委託料を下回るときは、委託料を減額することができる。

2 乙は、前項の規定により委託料が減額された場合において、減額後の委託料の額が第7条の規定による前金払額を下回ることとなったときは、甲が定める金額を甲が定める期日までに甲に返還しなければならない。

(委託事業の完了期限)

第10条 乙は、委託事業の執行を 年 月 日までに完了しなければならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、当該期限を延長することができる。

(委託事業の経理)

第11条 乙は、委託事業の経理の状況を独立した帳簿に明確に記載し、委託事業の経理を厳正に行わなければならない。

(機密保持)

第12条 乙は、委託事業の実施によって知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外漏へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、委託事業の実施を第三者に再委託し、又は下請けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、甲の承諾を得ないで、委託事業を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又は本契約によって生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡したとき。
- (3) 乙が、委託事業の執行が困難になったことその他やむを得ない事由により本契約の解除を甲に申し入れたとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除したときは、乙は、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、既に第7条の規定による前金払を受けているときは、解除までの間の委託事業の執行に要したものと甲が認める経費を控除した額を、甲が定める期日までに甲に返還しなければならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第15条 委託事業の執行により第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(疑義の決定)

第16条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 石川県
石川県知事 氏 名 印
乙 住所
氏名 印

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。